

令和2年4月17日

生徒・保護者の皆さま

米子松蔭高等学校

全国緊急事態宣言を受けての本校の対応(臨時休業)について

(新型コロナウイルス感染防止対策)

新型コロナウイルス感染の拡大を受け、鳥取県・島根県を含む全国に緊急事態宣言が発令されました。生徒の皆さんとその周りの方々の命を守るために、本校は下記の通り臨時休業とします。生徒の皆さんは、今、自分ができることを考え、規則正しい生活を送ってください。保護者の皆さまには、長期の休業となりご負担をお掛けすることになりますが、何卒ご理解・ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

□臨時休業期間 令和2年4月20日(月)～5月6日(水)

□休業中の学習について

配布の学習課題を含め、Classi(クラッシー)、ロイロノート、Libry(リブリー)、スタディサプリなどで配信・指示される課題に取り組む

※時間割通りに学習に取り組むなど、学習・起床・就寝・食事の時間管理を徹底する。

※5月13日～15日の第1学期中間考査は実施しない。

※休業中に欠けた授業は学校行事・夏季休業を短縮して補う。

□部活動・課外活動について

令和2年4月18日(土)～5月6日(水)の間、すべての活動を禁止する。

□注意(連絡)事項

※休日・祝日を含めて不要不急の外出を避け、極力自宅等で過ごす。

※毎日、検温を含む健康観察を行い午前9:00までに学校に報告する。(Classi アンケートなど)

※健康管理に努め、発熱等の症状が出た場合は学校に連絡の上、相談センターの指示を仰ぐ。

また、かかりつけ医を受診する際も必ず事前に電話連絡をする。

※学習面・生活面での不安があれば、ひとりで悩まず担任の先生など学校に連絡する。

※状況に応じて、分散登校日を設けることなどが考えられるため学校からの連絡をこまめに確認する。(学校Webサイト、Classi、ロイロノート)

※臨時休業中の平常時アルバイトは禁止する。

以上

鳥取県西部地区発熱・帰国者・接触者相談センター 0859-31-0029、31-9317(米子保健所)

鳥取県中部地区発熱・帰国者・接触者相談センター 0858-23-3135、23-3136(倉吉保健所)

鳥取県東部地区発熱・帰国者・接触者相談センター 0857-22-5625、22-8111(鳥取保健所)

松江市・島根県共同設置松江保健所 0852-33-7673(安来市、松江市など)